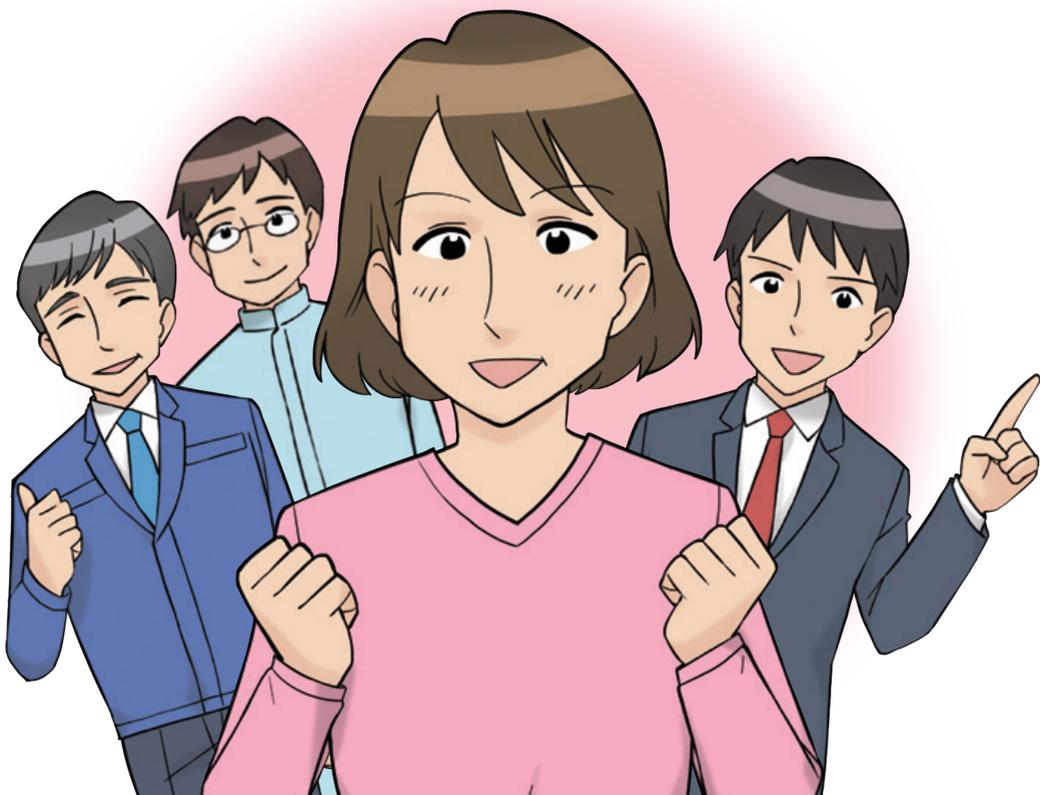


中小企業における

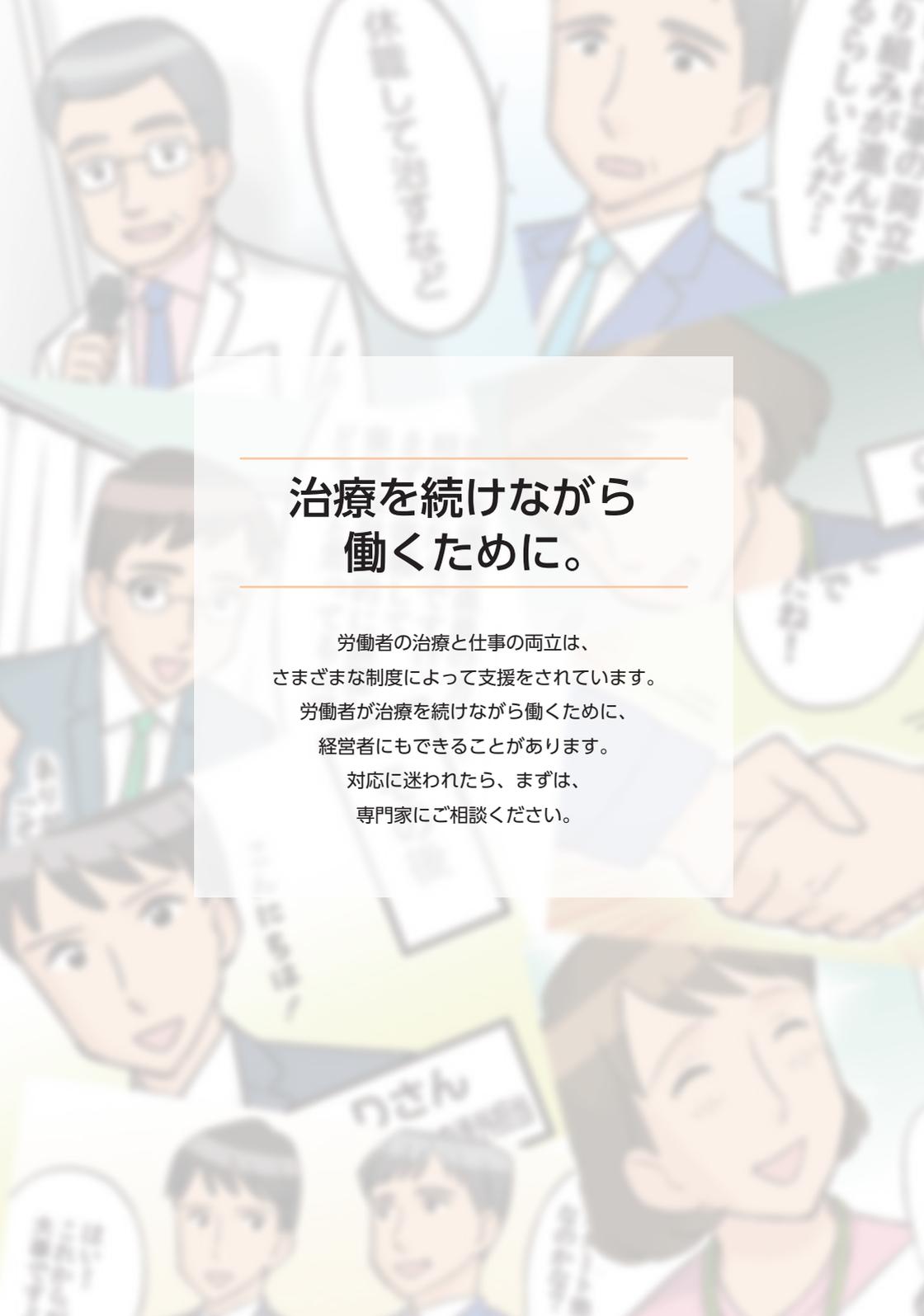
治療と仕事の

両立支援のススメ

Vol.2 ～労働衛生機関の活用～

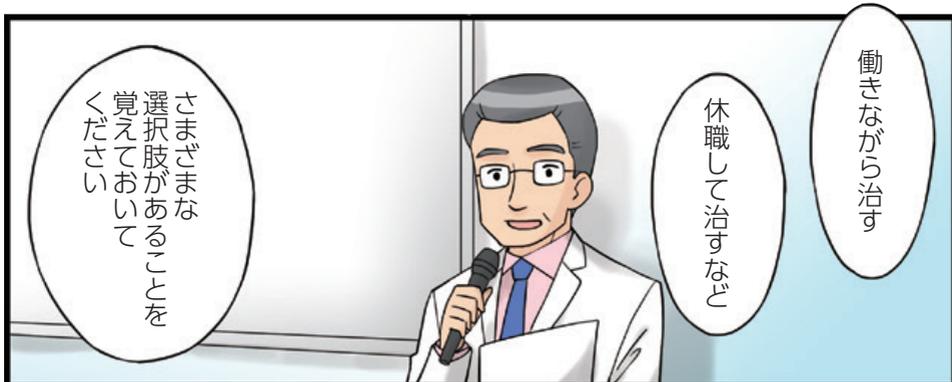


本書の作成は、平成30年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業費補助金「治療と就労の両立支援のための事業場内外の産業保健スタッフと医療機関の連携モデルとその活動評価指標の開発に関する研究」(研究代表者:堤明純)の助成によって行われた。

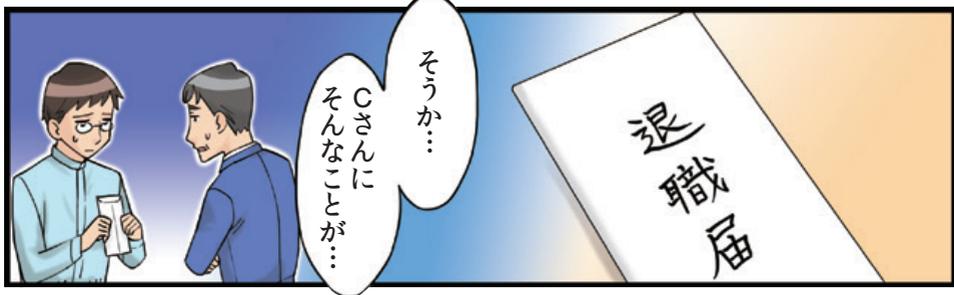


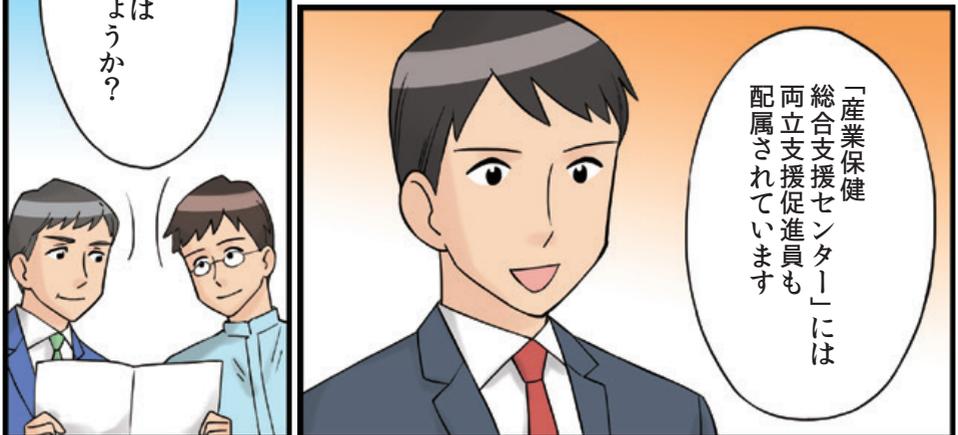
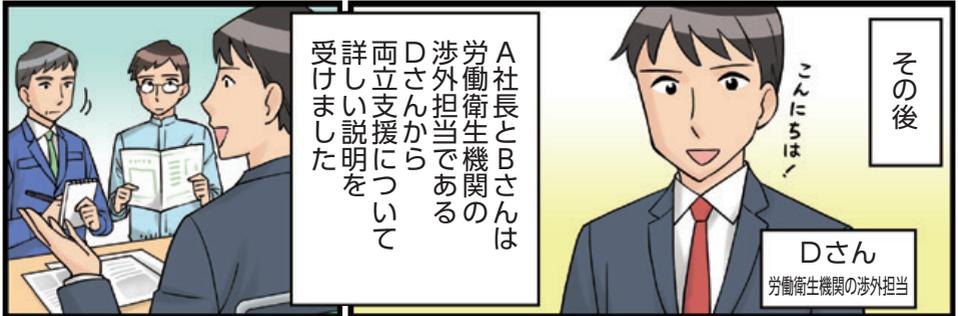
治療を続けながら 働くために。

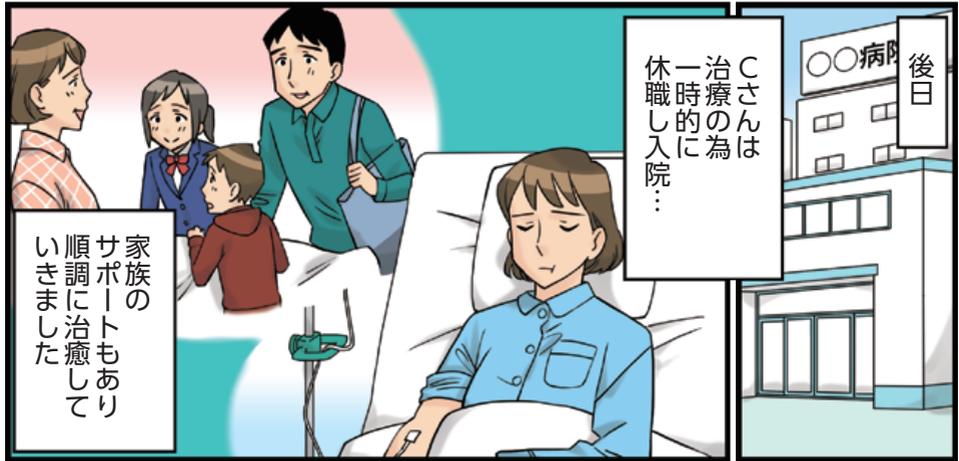
労働者の治療と仕事の両立は、
さまざまな制度によって支援されています。
労働者が治療を続けながら働くために、
経営者にもできることがあります。
対応に迷われたら、まずは、
専門家にご相談ください。











後日
病院

Ｃさんは
治療の為
一時的に
休職し入院…

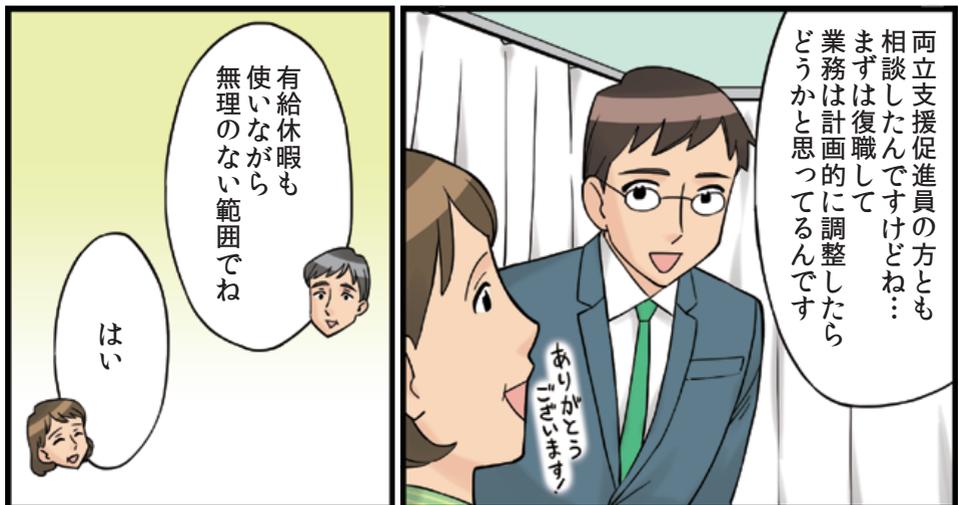
家族の
サポートもあり
順調に治癒して
いきました



体調はどう？

A社長とBさんも
定期的に病院を訪れ
Cさんの様子を
伺っています

注射の後1日2日
頭痛が出ますが
それ以外の日は
元気です



有給休暇も
使いながら
無理のない範囲でね

両立支援促進員の方とも
相談したんですけどね…
まずは復職して
業務は計画的に調整したら
どうかと思ってるんです

はい

ありがとうございます

そして復職の日

無事退院して
復職したCさんを
工場スタッフ総出で
迎えました



おかえりなさい!

ありがとうございます!
ございませす!

皆さんも
本当にありが
とう!

おかえり
Cさん!



その後

Cさん
無事退院できて
よかったですね

本当に...

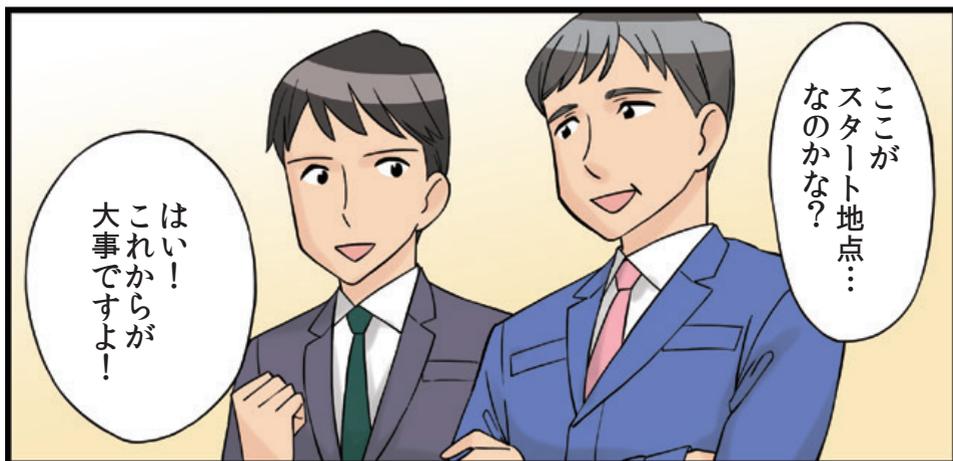


Dさんありがとうございます!
ございませす!

何しろ
前例がないので
本当に助かり
ましたよ

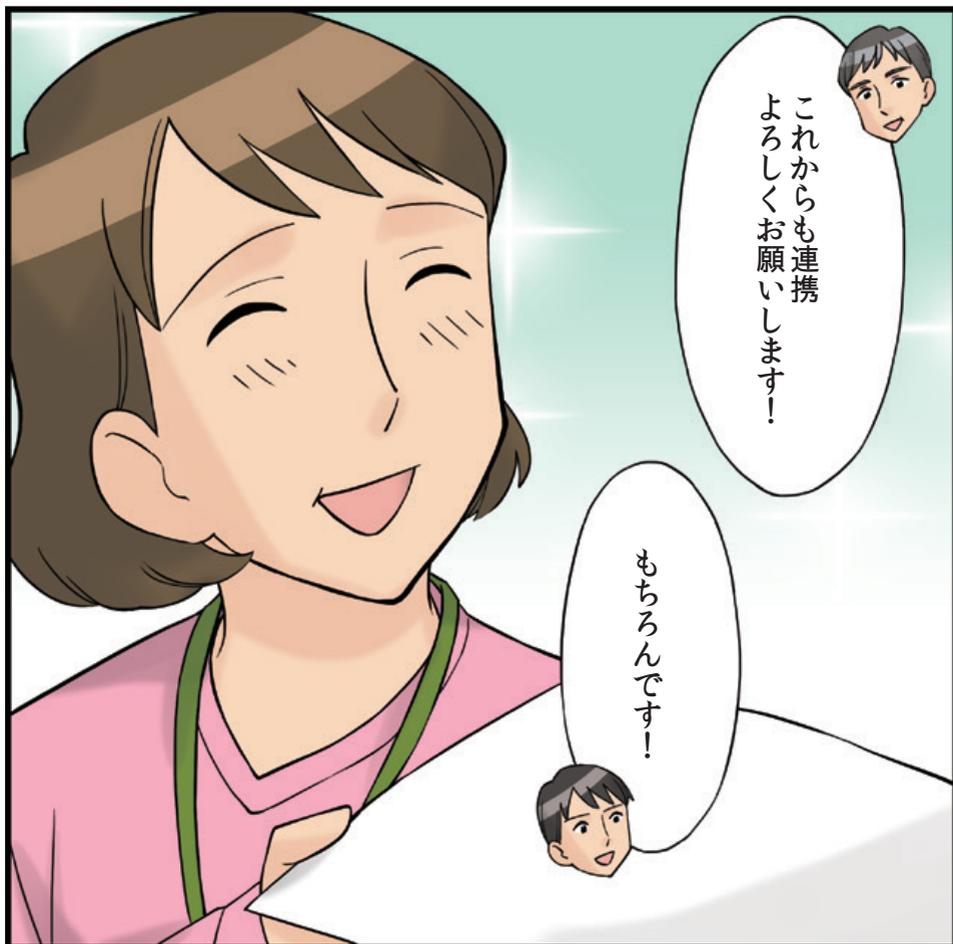
やっと
ここまで
来ましたね!





ここが
スタート地点…
なのかな？

はい！
これからが
大事ですよ！



これからも連携
よろしくお願いします！

もちろんです！

両立支援プラン

事業者は、労働者が治療をしながら就業の継続が可能であると判断した場合、業務によって疾病が増悪することがないように就業上の措置等を決定し、実施する必要がありますが、その際必要に応じて、具体的な措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画のことで。

労働衛生機関・健診機関

企業の健康診断や作業環境測定、産業医活動などのサービスを提供し、主に大企業と比較して十分な資源が社内に無い、中小企業の産業保健活動全般の支援を行っています。小規模企業では社会保険労務士と並んで企業外労働衛生機関・健診機関が、従業員の健康についての相談相手になっているとの報告もあります。

2017年度に研究班が、労働衛生機関・健診機関に行った調査では、事業場担当者からの両立支援に関する相談に対して、13.6%の労働衛生機関がすでに対応しており、45.5%が今後取り組みたいと回答していました。また、労働衛生機関・健診機関が、両立支援に取り組む際に支援を得たい外部機関のトップは産業保健総合支援センターでした(18.2%)。

乳がん

乳がんは、乳房にある乳腺にできる悪性腫瘍です。乳がんの多くは乳汁を運ぶ乳管の上皮細胞にできる乳管がんです。そのほかに母乳を作る小葉にできる小葉がんなどがあります。

ホルモン療法

乳がんのホルモン療法(抗ホルモン療法)とは、女性ホルモンのエストロゲンを栄養として大きくなるがん細胞(ホルモン感受性乳がん)に対して行う治療法です。エストロゲンを抑えることにより、がん細胞を縮小させたり、再発を予防したりします。仕事に影響する副作用としては、ホットフラッシュという症状があります。ホットフラッシュとは、突然、かっと思ったり、汗をかいいたり、胸から顔面にかけて赤くなったりします。動悸や不安、睡眠障害が生じることもあります。また、頭痛、気分が落ち込む、イライラする、やる気が起きない、眠れないなどの症状が現れることがあります。詳しくは、こちらのホームページをご参照ください。
<http://jbcs.gr.jp/guideline/p2016/>

漫画に登場する主な用語集

治療と仕事の両立支援について

御社のことをよく知っている、ノウハウのある大切な社員が病気になった時、会社が適切な支援を提供することで、退職をせずに、治療を続けながら仕事を継続することができる時代になっています。治療を続けながら仕事を継続できるように、会社が社員を支援することを、「両立支援」と言います。その時に、まず、参考にする資料として、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が厚生労働省から公表されています。

中小企業では、社内に十分な人的な資源がないために、両立支援のノウハウがなく、対応に戸惑われるかもしれません。ただ、案外身近に、そのようなときの相談先があるかもしれません。まずは、身近な機関に相談をされてみてください。



産業保健総合支援センター

全国47都道府県に設置されていて、職場の健康管理への啓発を行っています。治療と仕事の両立支援については、個別訪問支援、事業者啓発セミナー、個別調整支援、窓口での相談対応を行っています。

● 個別訪問支援とは

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（社会保険労務士、医療ソーシャルワーカー、保健師等の専門家）が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

● 個別調整支援とは

両立支援促進員が、事業場に出向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。この支援は、患者（社員）又は患者（社員）から主治医の意見書が提出された企業担当者や産業保健スタッフ等からの申出により実施します。支援の実施に当たっては、ご本人の同意が必要になります。

<https://www.johas.go.jp/Default.aspx?TabId=578>

両立支援促進員

両立支援に取り組む事業場の支援を行うために、各産業保健総合支援センターに配置されています。看護師、保健師、社会保険労務士、キャリアコンサルタントなど、色々な専門性を持っています。

研究班HP:

<http://www.med.kitasato-u.ac.jp/~publichealth/bs/result.html>

マニュアルはこちらのHPからダウンロードできます。

治療と仕事の両立支援について研究班の成果を掲載しています。



責任編集

江口 尚(北里大学医学部公衆衛生学)、森口次郎(分担研究者)、鳩原由子(研究協力者)

発行：2019年2月

デザイン・印刷：第一資料印刷株式会社